

京都大学生存圏研究所
森林バイオマス評価分析システム共同利用研究公募要領

[はじめに]

生存圏研究所は、生存圏科学に関する研究及び人材育成を行うとともに、当該分野の研究に従事する全国の国立大学法人及び公立大学の教員その他の研究者に利用させる目的で、平成16年4月1日付けで京都大学に設置された全国共同利用型の研究所です。

今後人類が持続的生存を維持するためには、再生可能バイオマス資源に依拠する社会の構築が必須であります。ここで、優良土地は食料生産に譲らざるを得ず、資源・エネルギー生産用の森林バイオマス生産適地の拡大は今後望めません。従って、先端樹木バイオテクノロジーを用いた、効率的な森林バイオマス系原材料・エネルギーの安定供給システム構築が世界的に緊急の課題となっています。これらの研究開発において常に問題となるのは、形質転換体を含めた樹木や草本植物の細胞壁すなわち木質バイオマスの評価であります。木質バイオマスは、細胞レベルから分子レベルにいたるまできわめて複雑であり、その正確な評価には専門的技術を要します。そこで、本研究所では、平成18年4月1日付で森林バイオマス評価分析システムを立ち上げ、これを内外の研究者に開放して全国共同利用施設として運用することと致しました。

については、木質バイオマス成分、特に今年度はリグニンの評価分析等につき、共同利用研究を募集いたします。

[応募等について]

研究代表者は、課題、内容を研究協力者と充分協議のうえ、森林バイオマス評価分析システム共同利用研究申請書(別紙1)1部を提出して下さい。申請者の資格等については、森林バイオマス評価分析システム全国共同利用内規を御参照下さい。なお、研究経費については、可能な限り、装置・機器の使用に必要となる消耗品費ならびに旅費を支給しますが、応募件数に応じて調整いたします。

[選考]

申請課題の選考と採否は、森林バイオマス評価分析システム専門委員会の議を経て、所長が決定します。なお、採否結果の通知は申請者あてに行います。

[成果の報告]

研究代表者は別紙様式による成果報告1部を、研究期間終了後30日以内にメールの添付ファイルで生存圏研究所の担当教員に提出してください。なお、当該年度内に研究が終了せず次年度に継続する場合は、次年度の4月30日までに、別紙様式による成果報告に準じて、中間成果概要1部をメールの添付ファイルで生存圏研究所の担当教員に提出してください。

また、共同研究に係わる論文や口頭発表を行う場合には、「京都大学生存圏研究所森林バイオマス評価分析システム (Forest Biomass Analytical System, Research Institute for Sustainable Humanosphere, Kyoto University)」を利用した旨、言及してください。

[宿泊施設]

本研究所には、宿泊施設がありません、各自でご手配ください。

[その他]

- 1) 申請にあたり必要に応じて、所属機関の長の内諾を得てください。なお、申請課題の採択後速やかに研究参加承諾書を提出ください。
- 2) 森林バイオマス評価分析システムの利用にあたっては、事前に必ず生存圏研究所担当教員と打合せの上、その指示にしたがってください。
- 3) 大学院生が共同研究に参画される場合は、何らかの傷害保険に必ず加入してください。
- 4) 分析試料が遺伝子組換え植物である場合は、必ず凍結乾燥処理後のサンプルを送付もしくは持参下さい。
- 5) 森林バイオマス評価分析システムを利用した研究の成果に関わる権利については、別途定めた内規に従ってください。
- 6) その他、公募に関する問い合わせは、下記の研究支援グループへお願いします。

[申請書提出期限、提出先]

平成19年9月20日(木)

なお、申請書提出は随時受け付けます。

〒611-0011 宇治市五ヶ庄

京都大学 宇治地区事務部 研究協力課 研究支援グループ

Tel: 0774-38-3355 Fax: 0774-38-3369

E-mail: uji.sien@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

E-mailによる応募の場合、受領確認のメールを3日以内に返送します。

もし、メールが届かない場合は、上記研究支援グループまでお問い合わせください。